

固定資産税の 3年に1度の 評価替え

固定資産税を算出するための土地と家屋の評価額は、地方税法の規定で3年に1度見直され、評価替えが行われます。令和3年度は評価替えの年です。

土地 評価額の見直し

宅地の評価額は、算出する基礎として鑑定地点（標準宅地）を定めて地価公示価格および不動産鑑定士による鑑定額の7割をめどに評価額を算出し、この標準宅地の下落割合を参考として評価額の見直しを行っています。

土地 評価額と課税標準額

土地の固定資産税を計算する場合、評価額を基に算出した課税標準額に税率を乗じて税額が算定されます。平成6年度の評価額の設定方法見直しによる固定資産税の急激な上昇を避けるため、負担調整措置が現在、講じられています。

家屋 在来家屋の評価額

令和2年1月1日以前から建っている在来家屋の評価額は、建築物価の変動割合と建物が古くなったことによる減価率を乗じて再計算します。物価変動の割合は、3年前の評価替え時の建築物価と比較し、木造で4%、非木造で7%の上昇となりました。

※経年による減価率は、その家屋の構造や用途によって異なります。

家屋 土地 固定資産税の縦覧制度

固定資産税の縦覧制度では、固定資産税の納税者が町内の他の土地または家屋の評価額と比較し、適正に評価されているかを確認することができます。

※固定資産課税台帳は年間を通じて役場本庁1階税務課で閲覧できますが、縦覧期間外は300円の閲覧手数料が必要です。

縦覧場所
役場本庁1階税務課

縦覧期間

4/1 4/30
【THU.】 【FRI.】

8:30～17:15

※土日、祝日は除きます。

縦覧期間中
閲覧手数料が
無料

注意 CAUTION

土地の評価額は、地価の下落により価格を据え置くことが適当でない場合は毎年見直す措置が講じられており、現在、菰野町では見直しを毎年行っています。

注意 CAUTION

評価額が下落しても土地の固定資産税が上がる場合がありますが令和3年度のみ感染症の影響を考慮し、税額が増加する土地は前年度税額に据え置かれます。

注意 CAUTION

物価変動の割合と減価率を比較して、前回の評価替えから3年間の減価分が物価の上昇分を上回れば、評価額が下がり固定資産税も下がることとなりますが、減価分が下回れば評価額は前年度の価格に据え置かれます。

縦覧の種類 対象となる方

土地	町内に所在する土地の固定資産税の納税者および同居家族、または代理人（委任状が必要）
家屋	町内に所在する家屋の固定資産税の納税者および同居家族、または代理人（委任状が必要）

※本人確認のため【免許証、マイナンバーカード、保険証など】を持参してください。
※町内に土地または家屋を所有する方でも、免税点未満や非課税のため納税者でない場合は縦覧できません。
※借地人、借家人も借りている物件の契約書等を持参すれば、その物件について閲覧ができますが、1件につき手数料300円が必要となります。

▶土地の地目を変更した
▶家屋を滅失した
▶新增築した
このような場合は、税務課固定資産税係にご連絡ください。

問い合わせ
税務課
固定資産税係
TEL 391-1116
FAX 391-1191

Obane Sports Park Tennis Court

大羽根

テニスコート

リニューアル RENEWAL



新しくなったコートでテニスをプレー



大羽根運動公園内のテニスコート4面を全面リニューアルしました。全天候型砂入り人工芝に新しく張り替え、休憩用のベンチなども10基に増設しました。使用料金はこれまでと変わらず利用することができます。新しくなった大羽根テニスコートをぜひ、ご利用ください。



▲新しく張り替えられたネット



▲新設したベンチ

休場日	CLOSED DAYS
12月29日から翌年の1月3日	

使用申込	APPLICATION TO USE
使用日の1週間前から大羽根運動公園管理棟にて受付	

仕様	SPEC
全天候型砂入り人工芝4面	

使用料金	USAGE FEE
------	-----------

時間区分	使用料（1時間・1面あたり）		町外使用者の場合 1,000円
	町内使用者の場合 高校生以下	一般	
6:00～12:00	250円	500円	
13:00～18:00	250円	500円	

使用申込	
大羽根運動公園	管理棟
TEL 394-0756	
問い合わせ	
教育委員会事務局 社会教育課	
TEL 391-1160	FAX 391-1195

Enjoy tennis on the new court.